

不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和7年7月中に考査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	6
職員等	0
計	6

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	2
面談・電話	0
計	6

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通報内容		処理状況
①	令和5年に取得した物件の不動産取得税課税書面が令和7年に届いた。県の怠慢ではないか。	関係所属に確認したところ、物件によっては1年～2年程度時間を要するものもある、との回答を得た。
②	ある宅地建物取引業者が、不適切な方法で利益を得ている。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
③	ある振興局において行われた物品入札について、物品の規格の表記等が誤解を招きかねない表記になっている。	担当課に調査を指示したところ、誤解を招きかねない表記となっている案件があったため、担当課から各発注機関に注意喚起した旨の回答を得た。
④	ある振興局において行われた物品入札について、納品されない可能性がある。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
⑤	ある所属において、癩癪を起こす職員がいる。	具体的内容が不明であるため、不受理とした。
⑥	ある福祉施設の入所者数が、定員を1名超過している。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	0
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	6 ①②③④⑤⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	1
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	1 ①
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ③
(3)調査を継続中としたもの	0
(4)不受理としたもの	4 ②④⑤⑥

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)
総務部 総務管理局 考査課
担当：石井、額田
電話：073-441-2136
内線：2115、2116